

公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針（改正）

第1章 総則

（目的）

第1 この「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」（以下「利用方針」という。）は、富山県が発注するすべての公共工事（以下「工事」という。）において、富山県リサイクル認定制度で認定された製品（以下「認定製品」という。）の利用を推進するため、その利用方法等を定めることを目的とする。

（方針の適用）

第2 県の工事においては、この方針に基づいて、工事を実施するよう努めるものとする。

第2章 製品の利用方針

（使用上のグループ区分の設定）

第3 認定製品を工事で円滑に利用するため、以下の使用上のグループ区分を設定する。

- (1) 優先利用グループ : 工事において優先利用を義務づける製品
- (2) 積極利用グループ : 工事において積極的な利用に努める製品
- (3) 先行利用グループ : 工事での施工実績がないため先行的に利用し、現場適合性などを確認する必要がある製品

2 前項のグループ区分は、「公共工事におけるリサイクル製品利用推進部会」（以下「利用推進部会」という。）で定める。

ただし、利用推進部会において、公共工事での利用が見込めないと判断された認定製品や建設副産物優先利用の観点から公共工事における利用が不相当と判断された認定製品については、対象外とする。

（使用上のグループ区分の見直し）

第4 利用推進部会は、施工実績、価格の調査及び建設工事の発注機関等からの報告等を基に各認定製品の使用上のグループ区分を必要に応じて見直すことができる。

（優先利用グループと区分された認定製品の利用）

第5 工事の発注者は、「優先利用グループ」として区分された認定製品が利用可能な場合は、特別の理由がない限り、認定製品を特記仕様書により指定し、利用する。

ただし、工事の請負者は、その入手が困難な場合には、通常製品（新材で製造された製品）に変更できるものとし、その旨を文書で監督員に提出し承認を得なければならない。

また、コンクリート塊及びアスファルト塊から製造された再生砕石、アスファルト塊から製造された再生加熱アスファルト混合物については、これまでと同様に発注時に特記仕様書により指定し、利用する。

（積極利用グループと区分された認定製品の積極利用）

第6 工事等の発注者は、「積極利用グループ」として区分された認定製品が利用可能な場合は、製品の性能等を勘案の上、積極的な利用に努めなければならない。

（先行利用グループと区分された認定製品の利用）

第7 「先行利用グループ」に区分された認定製品については、実施可能な発注機関においてパイロット工事を行い、その製品を先行的に利用するとともに、その結果を利用推進部会へ報告する。

また、利用推進部会は、その結果を基に製品の現場適合性などについて確認する。

附則

この方針は平成16年4月1日から実施する。

平成17年3月一部改正

○ 富山県認定リサイクル製品グループ区分一覧表 (土木建築資材 40品目) 令和5年3月

は変更箇所

番号	種類	認定年度	認定者名 (製造事業場名称)	所在地 (製造事業場所在地)	品目名	製品名	用途	仕様	グループ区分
1	緑化基盤材等	R2再認定	北陸ポートサービス株式会社 (パーク工場)	富山市東岩瀬新川町380 (射水市片口久々江字錦674-2)	廃樹皮を利用した土壌改良材	① 万葉パーク ② 土肥パーク	土壌改良材	20kg袋入り	【積極利用グループ】 肥料・土壌改良材
2		R2再認定	北陸ポートサービス株式会社 (パーク工場)	富山市東岩瀬新川町380 (射水市片口久々江字錦674-2)	廃樹皮等を利用した法面緑化基盤材	① 万葉ソイル ② グリーンキャストソイル ③ キャトルパン ④ おかベソイル ⑤ 有機質系ファイバーソイル生育基盤材W ⑥ 万葉エコソイル ⑦ タテヤマソイル	法面緑化基盤材	40L袋入り	【優先利用グループ】 法面緑化基盤材
3		R2再認定	北陸ポートサービス株式会社 (パーク工場)	富山市東岩瀬新川町380 (射水市片口久々江字錦674-2)	廃樹皮を利用した客土吹付基盤材	万葉ソイルS	客土吹付基盤材	袋、フレコン、バラ	【優先利用グループ】
4		R2再認定	チューモク株式会社 (パーク工場)	南砺市田中798 (南砺市立野原西375)	廃樹皮を利用した特殊肥料	医王ゆうきひパーク	肥料	20kg袋入り	【積極利用グループ】 肥料・土壌改良材
5		R2再認定	チューモク株式会社 (パーク工場)	南砺市田中798 (南砺市立野原西375)	廃樹皮を利用した緑化基盤材	① ゆうきひミックス ② グリーンキャストニューソイル	法面緑化基盤材	40L袋入り	【優先利用グループ】 法面緑化基盤材
6		R4再認定	夏野土木工業株式会社 (夏野土木工業株式会社リサイクルセンター)	黒部市荒俣2107番地 (黒部市杉大平59番地)	剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラル	肥料	40L袋入り	【積極利用グループ】
7		R4再認定	夏野土木工業株式会社 (夏野土木工業株式会社リサイクルセンター)	黒部市荒俣2107番地 (黒部市杉大平59番地)	汚泥と剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラルゴールド	肥料	40L袋入り	【先行利用グループ】
8	汚泥、ばいじん、鉱さい等を利用した改良土、路盤材等	R3再認定	株式会社エルファーム (株式会社エルファーム 本社、福光工場、チューモク株式会社(農)清見コンポストセンター)	南砺市葎島1 (南砺市葎島1、土生736-5、立野原西375、岐阜県高山市清見町三ツ谷2260-2)	ダム流木(流木、落ち葉等)を利用した堆肥・緑化基盤材	① エルコンボ ② 土づくりの素 ③ エルファーム1号	土壌改良材 法面緑化基盤材	① 20kg袋入り ② 12kg袋入り ③ 40L袋入り	①【積極利用グループ】 ②【先行利用グループ】 肥料・土壌改良材 【優先利用グループ】 法面緑化基盤材
9		R2再認定	北陸ポートサービス株式会社 (パーク工場)	富山市東岩瀬新川町380番地 (新湊市片口久々江字錦674-2)	廃樹皮等を利用した土壌改良材	万葉ユーキ	土壌改良材	20kg袋入り	【積極利用グループ】
10	汚泥、ばいじん、鉱さい等を利用した改良土、路盤材等	R3再認定	アイオーティカーボン株式会社 (アイオーティカーボン株式会社工場)	富山市松浦町9番30号 (同上)	木くずを利用した木炭	アイオーティ木炭II	土壌改良材	40L袋入り 1m3フレコン入り バラ積	【積極利用グループ】
11		R4再認定	立山土建株式会社 (立山土建株式会社リサイクルセンター)	氷見市海津26番1 (氷見市海津25)	無機汚泥を利用した改良土	ユニ・ソイル	埋戻材、路床材	第2種処理土 (コーン指数800kN以上)	【優先利用グループ】
12		R4再認定	株式会社アース・コーポレーション	射水市入会地字東笹鎌野2-1 (同上)	ばいじん、無機汚泥等を利用した改良土	ERCサンド	埋戻材、盛土材	第1種処理土	【優先利用グループ】
13	汚泥、ばいじん、鉱さい等を利用した改良土、路盤材等	R2再認定	JFEマテリアル株式会社 (同上)	射水市西町2-9-38 (同上)	鉱さい(フェロクロムスラグ)を利用した下層路盤材	JFEエコスラグ	下層路盤材	JIS規格 (下層路盤材)	【優先利用グループ】 建設リサイクル推進のため、Con塊、As塊を再資源化したRC-40の優先的利用に配慮することとする。
14		R4再認定	富山交易株式会社 (富山交易株式会社富山新港工場)	富山市寺町2区425番1 (射水市有磯1丁目4番3号)	ばいじん、鉱さいを利用した路盤材	K-ロック	路盤材	路盤材	【優先利用グループ】 建設リサイクル推進のため、Con塊、As塊を再資源化したRC-40の優先的利用に配慮することとする。
15	透水性舗装材及び舗装ブロック	R4再認定	アイシン新和株式会社 (同上)	富山県高岡市戸出西部金屋414 (富山県富山市下大久保2820番地)	キュボラスラグを利用した土木資材	① 埋戻し材 ② 裏込め材 ③ ドレーン材	① 埋戻し材 ② 裏込め材 ③ ドレーン材	礫質砂	【先行利用グループ】
16		R3再認定	石黒産業株式会社 (石黒産業株式会社黒ブロック工場)	小矢部市本町3番16号 (小矢部市藤森5001)	熔融スラグを利用したインターロッキングブロック	インターロッキングブロック	歩道ブロック	10×20×6cm	【優先利用グループ】
17	透水性舗装材及び舗装ブロック	R3再認定	株式会社藤渡辺 (株式会社興産、八尾生コン株式会社)	東京都港区南麻布一丁目18番4号 (中新川郡立山町半屋867-2、富山市八尾町井田新10番)	廃瓦を利用したセメント系舗装材	サーモスカラー	園路用舗装材	厚さ 7cm	【積極利用グループ】
18		R4再認定	株式会社藤渡辺 (株式会社興産、八尾生コン株式会社)	東京都港区南麻布1-18-4 (砺波市頼成175番(砺波市庄川町金屋3924))	間伐材を利用したセメント系木質舗装材	ウッドクリート	園路用舗装材	厚さ 3~5cm	【積極利用グループ】
19	間伐材製品	R3再認定	信興製園工業株式会社 (同上)	射水市寺塚原718	県産スギ間伐材を利用した木製品	WOODくん(ウッドくん)	工事用看板	1.0×1.9m	(条件付き) 【積極利用グループ】
20		R3再認定	立山山麓森林組合 (立山山麓森林組合下田木材加工工場)	富山市馬瀬口86 (中新川郡立山町下田69)	県産スギ間伐材を利用した木製品	婦立・立山山麓森林組合型工事用看板	工事用看板	0.78×1.87m	(条件付き) 【積極利用グループ】
21		R3再認定	新川森林組合 (新川森林組合木材加工工場)	魚津市東尾崎3415 (魚津市石垣2-1)	県産スギ間伐材を利用した木製品	新川森林組合型工事用看板	工事用看板	1.1×1.73m	(条件付き) 【積極利用グループ】

○ 富山県認定リサイクル製品グループ区分一覧表 (土木建築資材 40品目) 令和5年3月

は変更箇所

番号	種類	認定年度	認定者名 (製造事業場名称)	所在地 (製造事業場所在地)	品目名	製品名	用途	仕様	グループ区分
22	間伐材製品	R3再認定	エコーウッド富山(エコーウッド富山株式会社工場、浅地工場)	小矢部市内御堂157番地、浅地828番地1)	間伐材を利用した土木資材及び公園景観材	エコーウッド富山屋外製品部材 (①ECOパネル、②木製工事用看板、③木製安全掲示板、④木製バリエード、⑤切株レンガ、⑥間伐材プランター、⑦県産材パネル型枠)	①土留 ②工事用看板 ③安全掲示板 ④バリエード ⑤丸太舗装 ⑥プランター ⑦型枠	①φ100、L1.7m(3本組) ②W1.2×H1.5mほか ③W2.0×H2.0mほか ④W0.7×D1.5×H0.75m ⑤φ8~15cm ⑥W0.9×D0.5×H0.4mほか ⑦W0.9×L1.8m	【積極利用グループ】
						エコーウッド富山屋外製品部材 (⑧パーテーション・フェンス)	⑧間仕切り	⑧W0.97×L2.27m	【積極利用グループ】
23	その他土木・建築製品	R3再認定	三久建設(三久建設 固化材プラント)	水見市伊勢大町二丁目17番地4号 (水見市十二町247-5)	ばいじんを利用した土質改良固化材	エコソイル α プラス	土質固化材 (六価クロム溶出抑制)	フレコンバッグ入り	【優先利用グループ】 特殊土用固化材の使用が必要な場合に利用する。
24	その他土木・建築製品	R3再認定	三久建設(三久建設 固化材プラント)	水見市伊勢大町二丁目17番地4号 (水見市十二町247-5)	ばいじんを利用した土質改良固化材	エコソイル α プラス(B-type)	土質固化材 (六価クロム溶出抑制+発塵抑制)	フレコンバッグ入り	【優先利用グループ】
25	その他土木・建築製品	R3再認定	三久建設(三久建設 固化材プラント)	水見市伊勢大町二丁目17番地4号 (水見市十二町247-5)	ばいじんを利用した土質改良固化材	テクノソイルCM	土質固化材 (六価クロムを溶出しない)	フレコンバッグ入り	【優先利用グループ】 石灰系土質固化材の使用が必要な場合に利用する。
26	その他土木・建築製品	R3再認定	三陽陸運(三陽陸運 小矢部リサイクル事業所)	射水市布目沢622 (小矢部市赤倉159)	廃ガラスを利用した再生軽量多用途資材	軽量ガラス発泡材	軽量骨材 裏込み・盛り土材 園芸資材	粒度 2~75mm	【積極利用グループ】
27	その他土木・建築製品	R4再認定	目地工業(目地工業 蓮沼工場)	金沢市福久町ハ22-2 (小矢部市蓮沼120)	廃ガラスを利用したモルタル目地板	目地王	歩車道境界ブロックの目地板	境界ブロックの寸法に合わせた製品(約60種類)	【積極利用グループ】
28	その他土木・建築製品	R4再認定	富山交易(富山交易 富山新港工場)	富山市寺町2区425番1 (射水市有磯1丁目4番3号)	ばいじん、銚さいを利用した土木資材	①K-モルタル ②K-フロー	間詰め材(充填、埋戻し)	Pポート落下試験 10~18秒	【積極利用グループ】
更新せず	その他土木・建築製品	戸出化成(桐戸出O-Fit富山工場)	富山県高岡市戸出西部 金屋414 (富山県富山市下大久保2820番地)	廃プラスチック等を利用したコンパウンド材料を原料としたプラスチック合成木材	エコロエフェー ①FAE100 100x100角材 ②FAE70 70x70角材 ③FAE60/100 50x100角材	園芸資材等		①100x100x2000mm ②70x70x2000mm ③50x100x2000mm	【先行利用グループ】
更新せず	コンクリート二次製品	神通コンクリート工業	富山市婦中町浜子340番 (同上)	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	RSコンクリート (L型擁壁[H≤3m]、歩車道境界ブロック)	L型擁壁			【優先利用グループ】
					RSコンクリート (道路用鉄筋コンクリートL型側溝、コンクリート張ブロック、フリーム(ベンチフリーム)、鉄筋コンクリート連結型ベンチフリーム、U型溝、大型L型擁壁[H>3m]、鉄筋コンクリート小断面ボックスカルバート、鉄筋コンクリート横断暗渠ブロック、落ちふた式U型側溝及びふた、鉄筋コンクリートボックスカルバート、自由勾配側溝及びふた)	道路用L型側溝、コンクリート張ブロック、フリーム(ベンチフリーム)、U型溝、L型擁壁、ボックスカルバート、暗渠ブロック、自由勾配側溝及びふた)			【先行利用グループ】
29	セキサンピーシー(富山工場)	R2再認定	福井県福井市中毘沙門町第1号1番地1 (砺波市八十歩121)	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	Re・CIRCLE-Type ST (L型擁壁[H≤3m])	L型擁壁			【優先利用グループ】
					Re・CIRCLE-Type ST (鉄筋コンクリート自由勾配側溝及び蓋、L型擁壁[H>3m])	鉄筋コンクリート自由勾配側溝及び蓋、L型擁壁			【先行利用グループ】
更新せず	コンクリート二次製品	アコールコンクリートS2タイプ (L型擁壁[H≤3m]、歩車道境界ブロック(TOKブロック))	福井県福井市長本町202番 (小矢部市松尾28-4)	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	アコールコンクリートS2タイプ (L型擁壁[H≤3m]、歩車道境界ブロック)	L型擁壁、歩車道境界ブロック			【優先利用グループ】
					アコールコンクリートS2タイプ (L型擁壁[H>3m]、ボックスカルバート、用排水フリーム、大型積みブロック[JBロックタイプ含む]、コンクリート連結ブロック、カゴ系護岸ブロック、ボックスカルバート用プレキャスト板、自由勾配側溝[蓋含む]、鉄筋コンクリート連結型ベンチフリーム[暗渠型及び暗渠蓋含む]、下水道用コンクリート製マンホール(K-TIKホール))	L型擁壁、ボックスカルバート、用排水フリーム、大型積みブロック、コンクリート連結ブロック、カゴ系護岸ブロック、ボックスカルバート用プレキャスト板、自由勾配側溝、鉄筋コンクリート連結型ベンチフリーム、下水道用コンクリート製マンホール			【先行利用グループ】
30	八尾生コン(八尾生コン 八尾生コン工場)	R3新規	富山市八尾町東町2228番地 (富山市八尾町翠尾318番地)	フェロクロムスラグを利用したコンクリート二次製品	コンクリート積みブロック	擁壁、護岸用積みブロック			【優先利用グループ】
31	八尾生コン(八尾生コン 八尾生コン工場)	R2再認定	富山市八尾町東町2228番地 (富山市八尾町翠尾318番地)	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	コンクリート積みブロック (①滑面型、②ポーラス型)	擁壁、護岸用積みブロック			【優先利用グループ】
32	ヨツバ(高島工場)	R2再認定	富山市中島3丁目7-19 (富山市高島264番地)	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	ヨツバRE2コンクリート (歩車道境界ブロック)	歩車道境界ブロック			【優先利用グループ】
					ヨツバRE2コンクリート ※歩車道境界ブロック以外	道路用境界ブロック			【先行利用グループ】

○ 富山県認定リサイクル製品グループ区分一覧表 (土木建築資材 40品目) 令和5年3月

は変更箇所

番号	種類	認定年度	認定者名 (製造事業場名称)	所在地 (製造事業場所在地)	品目名	製品名	用途	仕様	グループ区分
33		R4 再認定	㈱フジムラ (富山工場)	新潟県柏崎市大字南条 字馬場3458番 (中新川郡立山町東野31 番)	溶融スラグを利用し た組立マンホール	エコ ユニホール(1号)	下水道用組立マンホール	内径: 900mm	【優先利用グループ】
						エコ ユニホール(0号)、(A1号)		エコ ユニホール 内径: 750,600×900mm	【先行利用グループ】
34		R2 再認定	富士コン㈱(本社工 場)	高岡市福岡町福岡新220 番地	溶融スラグを利用し たコンクリート二次製 品	a: 下水道用組立式マンホール側塊 プ レホール MSタイプ、c: 残存化粧型枠 プロテックメーカー MSタイプ、d: 残存 埋設型枠 プロテックピラスワンダー MSタイプ	下水道用組立式マンホール 側塊	①プレホール MSタイプ ③残存化粧型枠 プロテ ックメーカー MSタイプ ④残存埋設型枠 プロテ ックピラスワンダー MS タイプ	【優先利用グループ】
						b: 下水道用組立式マンホール側塊 スレンダハイブリッドホール MSタイ プ、e: 落差エフリュームMSタイ プ		②スレンダハイブリッドホ ール MSタイプ ⑤落差エフリュームMS タイプ	【先行利用グループ】
35	コンク リート二 次製品	R2 再認定	富山県コンクリート製 品協同組合 (別記)	富山市婦中町下色字添 山27番1号 (別記)	溶融スラグを利用し たコンクリート二次製 品	①歩車道境界ブロック(TCKブロック) ②L型擁壁(H≦3m)(TCL擁壁)	歩車道境界ブロック L型擁壁		【優先利用グループ】
36		R4 新規	株式会社ケンチ (株式会社ケンチ大門 工場)	射水市土合1520番地 (大門工場: 同上) (大沢野工場: 富山市中 大久保679番地)	フェロクロムスラグを 利用したコンクリート 二次製品	プレキャストコンクリート製品(歩車道境 界ブロック)	歩車道境界ブロック		【先行利用グループ】
37		R4 新規	株式会社ミルコン (株式会社ミルコン 小矢部工場)	福井県福井市長本町202 番 (小矢部市松尾28-4)	フェロクロムスラグを 利用したコンクリート 二次製品	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック		【先行利用グループ】
38		R4 新規	株式会社ヨツバ (株式会社ヨツバ 高島工場)	富山市中島3丁目7-19 (富山市高島264番地)	フェロクロムスラグを 利用したコンクリート 二次製品	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック		【先行利用グループ】
39		R4 新規	神通コンクリート工業 株式会社 (同上)	富山市婦中町浜子340番 (同上)	フェロクロムスラグを 利用したコンクリート 二次製品	「RSコンクリート」 歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック		【先行利用グループ】
40		R4 新規	㈱ホクエツ北陸 (㈱ホクエツ北陸福光工場)	石川県金沢市出雲町イ-260 (富山工場: 富山市婦中町上 井沢359-1) (福光工場: 南砺市岩木18)	フェロクロムスラグを 利用したコンクリート 二次製品	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック		【先行利用グループ】

(別記) 富山県コンクリート製品協同組合製造事業場一覧

事業者名	製造事業場名	製造事業場所在地
㈱ケンチ	大門工場	射水市土合1520
	大沢野工場	富山市中大久保679
神通コンクリート工業㈱	浜子工場	富山市婦中町浜子340
セキサンピーシー㈱	富山工場	礪波市八十歩121
林コンクリート工業㈱	同左	高岡市福岡町土屋317
㈱ホクコン	富山工場	高岡市戸出石代大産島4-7
㈱ミルコン	小矢部工場	小矢部市松尾字談義所28-4
㈱ヨツバ	高島工場	富山市高島264
㈱アドヴァンス北陸事業部	富山工場	小矢部市清水2430
高陵コンクリート工業㈱	本社工場	高岡市下畠田900番地
立山工業㈱	本社工場	富山市水橋開発1222

平成 28 年 5 月 16 日

各 所 属 長 殿

環境行政推進会議

会長（副知事） 寺 林 敏

富山県グリーン購入調達方針の改定について（通知）

このことについて、別添 1 のとおり改定し、平成 28 年 5 月 16 日から実施することとしたので、通知します。

平成 28 年度特定調達品目の変更点は別添 2 のとおりであり、物品の購入及び各種サービスの利用においては、富山県グリーン購入調達方針が定める調達手続きに基づき実施願います。

また、県独自の改定も行いましたので、別添 3 のとおり該当される所属はご協力をお願いいたします。

- 別添 1 富山県グリーン購入調達方針
- 別添 2 平成 28 年度特定調達品目の変更点一覧
- 別添 3 改定により該当所属で必要となる事務の概要

（事務担当）

生活環境文化部環境政策課企画係

TEL:076-444-3141（内線 2673）

富山県グリーン購入調達方針

1 趣旨

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、富山県においても、環境負荷の低減に配慮した製品や役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進に努めるものとし、物品の購入及び各種サービスの利用（以下「物品等の調達」という。）について、次のように定める。

2 適用範囲

(1) 県の機関

この方針は、県のすべての機関※に適用する。

なお、県の外郭団体においてもできる限りこの方針に沿った取組みを行うものとする。

※本庁（知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局）、出先機関（県立学校、警察署を含む）及び指定管理者制度導入施設

(2) 委託事業（指定管理者制度による委託料支出を除く）

- ① 県の委託事業における受託事業者が物品等の調達を行う場合についても、この方針に沿った物品等の調達を求めるものとする。
- ② ①の実効を期すため、事業等を担当する本庁、出先機関は、仕様書の中に環境物品等の調達について規定するものとする。

3 基本原則

グリーン購入法は、国、地方公共団体等の公的部門が環境物品等を率先して調達することにより、その市場形成や開発促進に寄与し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざそうとするものである。

このため、物品等の調達と使用に当たっては、特に次の点に留意する。

- ① 事前に、調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。
- ② 物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮するものとし、次のような環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択する。
 - ア 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - イ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - ウ 再生された素材や部品を多く利用していること。
 - エ 環境や人の健康に被害を与える物質の使用や放出が削減されていること。
 - オ 長期使用、再使用、リサイクル等が可能であること。
 - カ 廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- ③ 調達した物品等の使用に当たっては、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に低減するよう努める。

4 特定調達品目

重点的に環境物品等の調達を推進する品目（以下「特定調達品目」という。）の品目名、環境物品等であるための基準（以下「判断基準」という。）、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）及び判断基準に適合する物品等の調達目標（以下「調達目標」という。）は、別記のとおりとする。

5 調達手続

(1) 特定調達品目を調達する場合

特定調達品目を調達するに当たっては、調達困難な場合を除き、判断基準に適合するものを選択するものとし、その調達手続は次のとおりとする。

- ① 次の点に留意のうえ、判断基準に適合するものを選択すること。
 - ア 各特定調達品目の判断基準は、環境物品等であるための最低条件を定めるものであり、より環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。
 - イ 調達しようとする品目に「富山県認定リサイクル製品」がある場合には、その優先的な調達に努めること。
- ② 物品購入伺（物品購入伺の作成を省略する場合、支出負担行為決議書兼支出決議書）に、次の事項を記載すること。
 - ア 「特定調達品目」であることの表示
 - イ 判断基準の「適合」、「不適合」の別の表示
 - ウ 「不適合」である場合には、不適合のものを選択する理由
- ③ 契約担当者（総務会計課長又は所属長）は、判断基準に不適合のものに係る調達の請求があった場合には、その理由がやむを得ないものであるか確認すること。

(2) 特定調達品目以外を調達する場合

特定調達品目以外を調達する場合にあっても、第3項第2号に掲げる環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択するよう努めるものとする。

また、「富山県認定リサイクル製品」、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関による認定制度が整備されている品目については、可能な限り、その適合商品を選択するものとする。

6 特定調達品目の調達目標及び実績把握

各所属の契約担当者は、年度当初に、前年度における特定調達品目の調達状況を取りまとめ、環境行政推進会議事務局に報告するものとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、報告を要しない。

また、県の外郭団体及び委託事業における受託事業者については目標を定めること及び報告を要しない。

附 則

この方針は、平成13年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成14年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成15年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成16年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成17年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成18年5月1日の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成19年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成20年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成21年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成22年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成23年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成24年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成25年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成26年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成27年度の購入分から適用する。

附 則
この方針は、平成28年5月16日の購入分から適用する。

別 記

定 義

「特定調達品目」:	重点的に環境物品等の調達を推進する品目
「判断の基準」:	環境物品等であるための基準
「配慮事項」:	判断基準とはしないが、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項
「調達目標」:	各特定調達品目ごとの、環境物品等（判断基準に適合するもの）の調達目標

20. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料、機材）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材（材料、機材）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 調達目標

品目ごとに表2～表5に示す。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準等
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
			溶融スラグを利用したアスファルト混合物	
		コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	

			溶融スラグを利用したコンクリート二次製品
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料		下塗用塗料（重防食）
			高日射反射率塗料
	防水		高日射反射率防水
	舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸資材		バークたい肥
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明		LED 道路照明
	中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル		陶磁器質タイル
	建具		断熱サッシ・ドア
	製材等		製材
			集成材
			合板
			単板積層材
	フローリング		フローリング
	再生木質ボード		パーティクルボード
			繊維板
			木質系セメント板
	ビニル系床材		ビニル系床材
	断熱材		断熱材
	照明機器		照明制御システム

	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
		合板型枠	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。</p>
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、積極的にその使用を推進する。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
	中温化アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</p>

溶融スラグを利用したアスファルト混合物		<p>【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること</p> <p>【配慮事項】 ①溶融スラグの製品元及び販売元を把握できるものであること。 ②溶融スラグが「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ（JISA5032）」に準拠すること。</p> <p>【調達目標】 ○使用区域、使用合材に留意しつつ、その使用を優先する。</p>
---------------------	--	--

備考) 1 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

2 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	<p>【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>【調達目標】 ○再生資源化施設への距離、供給状況に留意しつつ、その利用を推進する。</p>
--------------	------------	--

備考) 「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	<p>【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p> <p>【調達目標】 ○再生資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。</p>
-----	-------	---

	鉄鋼スラグ混入路盤材	<p>【判断の基準】</p> <p>○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
--	------------	--

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】</p> <p>○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○木柵や植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。</p>
-------	-----	--

混合セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロックなどで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。</p>
--------	--------	---

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。</p>
--------	-------------	---

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	<p>【判断の基準】</p> <p>○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○公園工事における園内舗装等高強度を必要としない部位において、その使用を推進する。</p>
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	<p>【判断の基準】</p> <p>○コンクリートの細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 溶融スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

		<p>② 溶融スラグにおける重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】 ○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
--	--	---

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JISA5371（プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>	種 類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ
種 類					
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	<p>【判断の基準】</p> <p>○吹付けコンクリートであって、1m³当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。</p>			
塗料	下塗用塗料（重防食）	<p>【判断の基準】</p> <p>○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。</p>			
	高日射反射率塗料	<p>【判断の基準】</p> <p>①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p>			

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

3 「高日反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率 防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	--------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】																
		<p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p>																
別表																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																	
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																	
無機珪砂（キラ）																		
鉄鋼スラグ																		
非鉄スラグ																		
鋳物砂																		
陶磁器屑																		
石炭灰																		
建材廃材																		
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																		
製紙スラッジ																		
アルミスラッジ																		
磨き砂汚泥																		
石材屑																		

		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	
		【調達目標】 ○道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。	
		別表	
		再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	
		【調達目標】 ○道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。	

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・ 加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上 <p>【調達目標】</p> <p>○施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。</p>
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・ pH 8.5以下 ・ 水分 50%以下 ・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・ アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。） <p>【調達目標】</p> <p>○施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。</p>

備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む
2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）に適合するもの。

LED照明	LED道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場</p>
-------	---------	---

		<p>合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
--	--	---

- 備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。
 なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表 1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA
	l	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	
照歩道	—	平均路面照度 5 lx	20 VA

	—	平均路面照度 10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA	
		交差点隅切り部用	70 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA	
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA	
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA	
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA	
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA	

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表 2 トンネル照明器具 (基本照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA

	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表 3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考)「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
---------------	--------------------	---

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。

<p>タイル</p>	<p>陶磁器質 タイル</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 936 1359 1800"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table> <p>【調達目標】</p> <p>○建築工事における床仕上げなどで、使用を推進する。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次</p>																									

		<p>のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築工事における開口部で高い断熱性能が要求される場合に、その使用を推進する。</p>
--	--	---

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築製造業者等の判断の基準等」(平成26年11月経済産業省告示第235号)による。

製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p>

		<p>【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>【調達目標】 ○使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。</p>
--	--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>【調達目標】 ○建築工事における内装材などで材料の特性に応じた使用を推進する。</p>
--------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断の基準】</p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築工事における内装材などで、その使用を推進する。</p>
-------------	--	--

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。
- 2 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規程される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築工事における内装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。</p>
--------	--------	---

備考) JISA5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築工事における省エネルギーの観点から、積極的にその使用を推進する。</p>
-----	-----	--

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年 12 月経済産業省告示第 270 号) による。

照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なHf蛍光灯器具・LED照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用を推進する。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであってかつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.75S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA超	$E=19.4S^{0.737}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、JIS C 4304 及びC 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあっては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【調達目標】 ○建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
-------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.15
冷凍能力が186kW以上	1.20

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	<p>【判断の基準】</p> <p>①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
-------	----------	---

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当り平均負荷率（時間当りのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	<p>【判断の基準】</p> <p>①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。</p>
-------	--------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	<p>【判断の基準】</p> <p>○プレミアム効率のモータが使用されていること。</p>
-------	-----	---

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。
-------	-----	------------------------------------

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）で規定される低圧トッランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。 【調達目標】 ○建築設備工事において、建物の排水用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
-----	--------------------	---

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合において適用する。
- 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

- 1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
- 2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。 【調達目標】 ○建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度が高い箇所で、その使用を推進する。
------	------	---

	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築設備工事における不特定多数の使用するトイレなど使用頻度が高い箇所で、その使用を推進する。</p>
	洋風便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が8.5L/回以下であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建築設備工事における不特定多数の使用するトイレなど使用頻度が高い箇所で、その使用を推進する。</p>

備考) 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○供給状況及び型枠の強度・たわみ等やコンクリートの表面仕上げの状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

コンクリート用型枠	合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又</p>
-----------	------	---

		<p>は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠したものとする。
- ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
- イ. 認定・認証番号、認定団体名等
- なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
- また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。
- 4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成 28 年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含まないものとする。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																																		
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="384 524 1394 846"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="384 913 1394 1059"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1" data-bbox="384 1126 1394 1440"> <thead> <tr> <th>対象物質 (単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8kW以上19kW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上75kW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130kW以上560kW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。 2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表3 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="384 1765 1394 1939"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	出力区分						8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40	機 種	摘 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
機 種	摘 要																																																																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む																																																																		
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																		
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																		
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																		
機 種	摘 要																																																																		
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																		
対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																														
出力区分																																																																			
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																														
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																														
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																														
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																																																														
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																														
機 種	摘 要																																																																		
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																		
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																		

別表4 一般工事中建設機械					
機種	摘要				
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)				
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式				
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中建設機械で独立したもの				
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ				
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン				
第1次基準値					
出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	Nox (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満		2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満		1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下		1.3	9.2	5	50
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。					
2. トンネル工事中建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。					

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械	【判断の基準】	
	○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。	
	(別表)	
	機種	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	106
ドラグライン クラムシェル	206 ≤ P	106
	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107

トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98
	55 ≤ P < 103	102
	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	105
	206 ≤ P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101
	55 ≤ P	104
コンクリートポンプ（車）	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P	107
コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	107
アスファルトフィニッシ ャー	P < 55	101
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≤ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≤ P	102

	<p>【調達目標】</p> <p>○「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 51 年 3 月 2 日付け建設省経機発第 54 号）」に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。</p>
--	--

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施行上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準」に基づき、品質の確保に留意する。</p>
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○建設汚泥が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設汚泥を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥処理土利用技術基準」又は「建設汚泥リサイクル指針」、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき、品質の確保に留意する。</p>
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、再生骨材及び再生コンクリートとして現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生コンクリートについては、要求される強度、耐久性を満足するよう品質の確保に留意し、再生骨材については「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づき、粒度調整可能な破砕機による破砕、選別、混合物除去等を行い品質の確保に留意する。</p>

舗装（表層）	路上表層再生工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。</p>
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○道路の路盤を補修する場合に、専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、その使用を推進する。</p>

備考) アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。</p> <p>ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○現場で発生する伐採材や建設発生土の量や品質に留意しつつ、道路等の法面を緑化する場合に、専用機械を利用した施工が可能である現場において、その使用を推進する。</p>
--------	-----------------------	---

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○仮設工として山留め工法が必要な場合で、現場条件（施工地盤強度、施工ヤード）及び適用範囲（施工深度、適用土質）を検討の上、連続地中壁工が選定される現場においてその使用を推進する。</p>
-------	-------------------	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。</p>
----	-------	--

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。</p>
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

製品開発者のみなさまを
サポートします!

土木新製品 開発支援事業

URL <http://www.pref.toyama.jp/sections/1510/gi/navi/navi.htm>



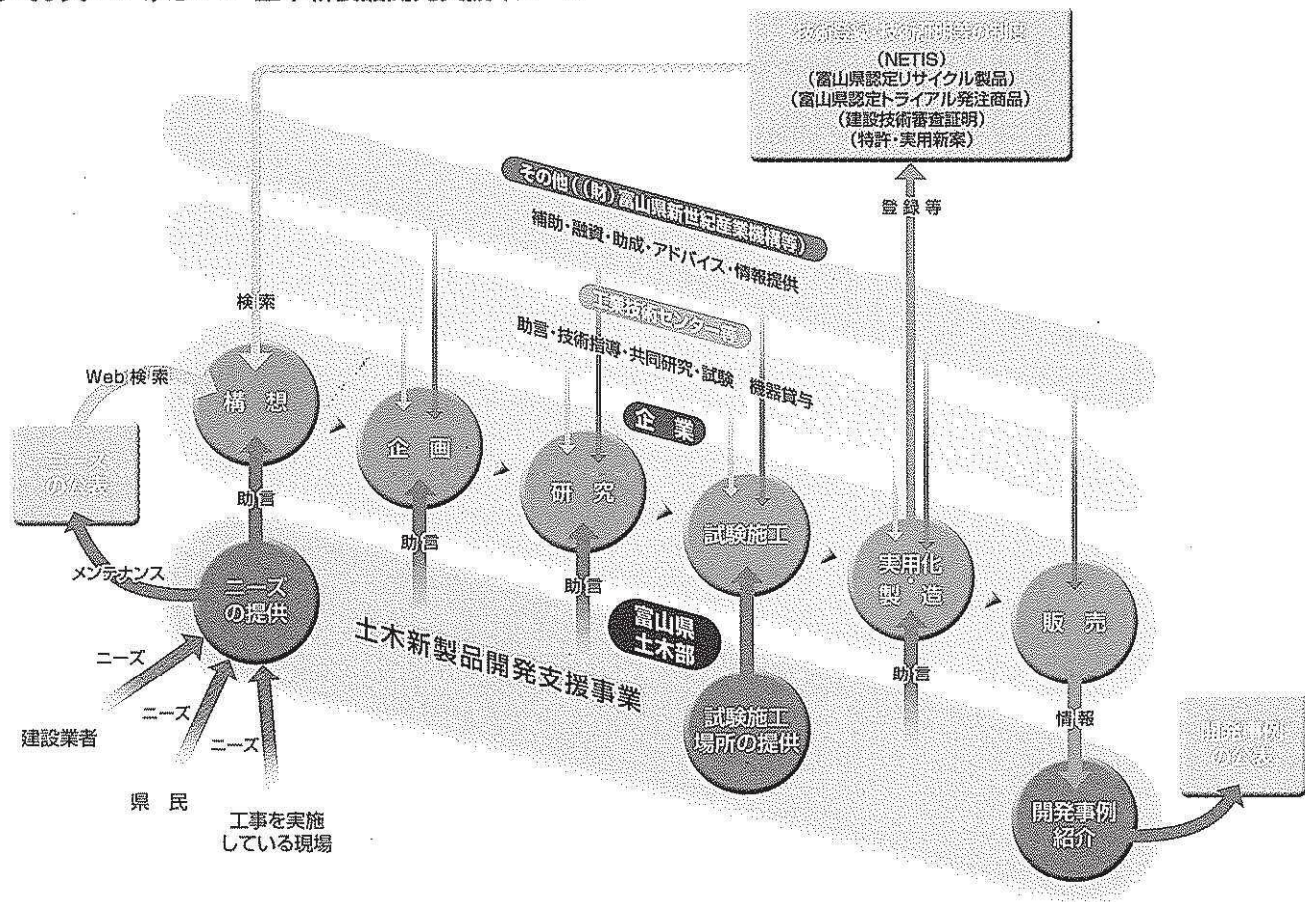
「土木新製品開発支援事業」とは…

富山県土木部では各機関と連携し、新製品開発に強い意欲をお持ちの県内企業を開発の構想から実用化までトータルに支援します。

建設関連企業や起業を検討している方、そして自社技術の活用を検討している様々な企業をサポートします。



支援の流れ 土木新製品開発支援イメージ



ニーズにかなう製品開発のために!!

製品化前の支援

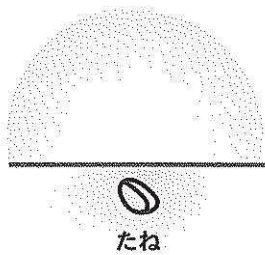
製品化後の支援 (技術登録・技術証明等)

全国初の支援施策 土木新製品 開発支援事業

- 新技術情報提供システム (NETIS) …………… (国土交通省)
- 富山県リサイクル製品認定制度 …………… (富山県環境政策課)
- 富山県認定トライアル発注制度 …………… (富山県経営支援課)
- 建設技術審査証明制度 …………… (建設技術審査証明協議会会員)
- 特許・実用新案等の制度 …………… (特許庁)

- 雇用・経営相談や補助金 …………… (富山県商工労働部等)
- 経済的支援・情報提供・受発注取引振興事業 …………… (財団法人富山県新世紀産業機構等)
- 依頼試験・機器貸与・共同研究 …………… (富山県工業技術センター等)
- 特許アドバイス …………… (富山県知的所有権センター等)

土木新製品開発支援事業の内容

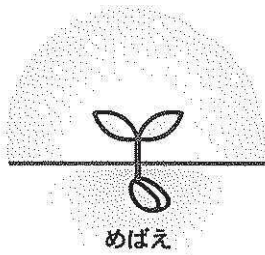


たね

STEP 1 ニーズの提供

公共工事の担当者や県民のみさんから、道路や河川など公共施設の建設・維持管理に求められている「ニーズやアイデア」を集め、ホームページで公表します。

開発のたね(シーズ)としてお役立てください。



めばえ

STEP 2 相談受付・助言

製品開発の構想から実用化までの各段階で、いろいろな相談に応じたり助言をします。



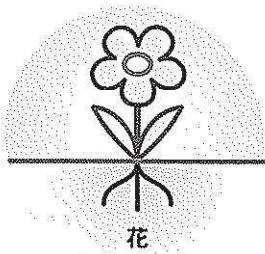
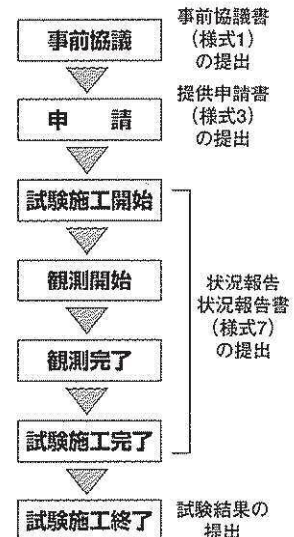
つぼみ

STEP 3 試験施工場所の提供

新製品の試験・試作段階で必要となる試験施工のために、道路や河川などの公共施設を試験施工場所として、提供します。

※費用は、開発企業負担となります。

<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>1. 試験場所</td><td></td></tr> <tr><td>2. 試験内容</td><td></td></tr> <tr><td>3. 試験期間</td><td></td></tr> <tr><td>4. 試験費用</td><td></td></tr> <tr><td>5. 試験結果</td><td></td></tr> </table>	項目	内容	1. 試験場所		2. 試験内容		3. 試験期間		4. 試験費用		5. 試験結果		<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>1. 試験場所</td><td></td></tr> <tr><td>2. 試験内容</td><td></td></tr> <tr><td>3. 試験期間</td><td></td></tr> <tr><td>4. 試験費用</td><td></td></tr> <tr><td>5. 試験結果</td><td></td></tr> </table>	項目	内容	1. 試験場所		2. 試験内容		3. 試験期間		4. 試験費用		5. 試験結果		<table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr><td>1. 試験場所</td><td></td></tr> <tr><td>2. 試験内容</td><td></td></tr> <tr><td>3. 試験期間</td><td></td></tr> <tr><td>4. 試験費用</td><td></td></tr> <tr><td>5. 試験結果</td><td></td></tr> </table>	項目	内容	1. 試験場所		2. 試験内容		3. 試験期間		4. 試験費用		5. 試験結果	
項目	内容																																					
1. 試験場所																																						
2. 試験内容																																						
3. 試験期間																																						
4. 試験費用																																						
5. 試験結果																																						
項目	内容																																					
1. 試験場所																																						
2. 試験内容																																						
3. 試験期間																																						
4. 試験費用																																						
5. 試験結果																																						
項目	内容																																					
1. 試験場所																																						
2. 試験内容																																						
3. 試験期間																																						
4. 試験費用																																						
5. 試験結果																																						



花

STEP 4 新製品の誕生

技術登録や技術証明等には、次の制度があります。

- 新技術情報提供システム(NETIS)への登録制度(国土交通省 北陸地方整備局)
- 富山県リサイクル製品認定制度(富山県環境政策課)
- 富山県認定トライアル発注制度(富山県経営支援課)
- 建設技術審査証明制度(建設技術審査証明協議会の会員)
- 特許・実用新案等の制度(特許庁)

※技術登録や技術証明等は、他の機関で行っています。



果実

STEP 5 開発事例の紹介

新製品に関する情報をホームページで紹介するほか、技術説明会を開催して販売促進を支援します。

- 開発企業や起業家への情報提供
- ユーザー(公共工事担当者等)への情報提供
- 設計コンサルタントへの情報提供

試験施工場所として提供する公的施設と提供機関

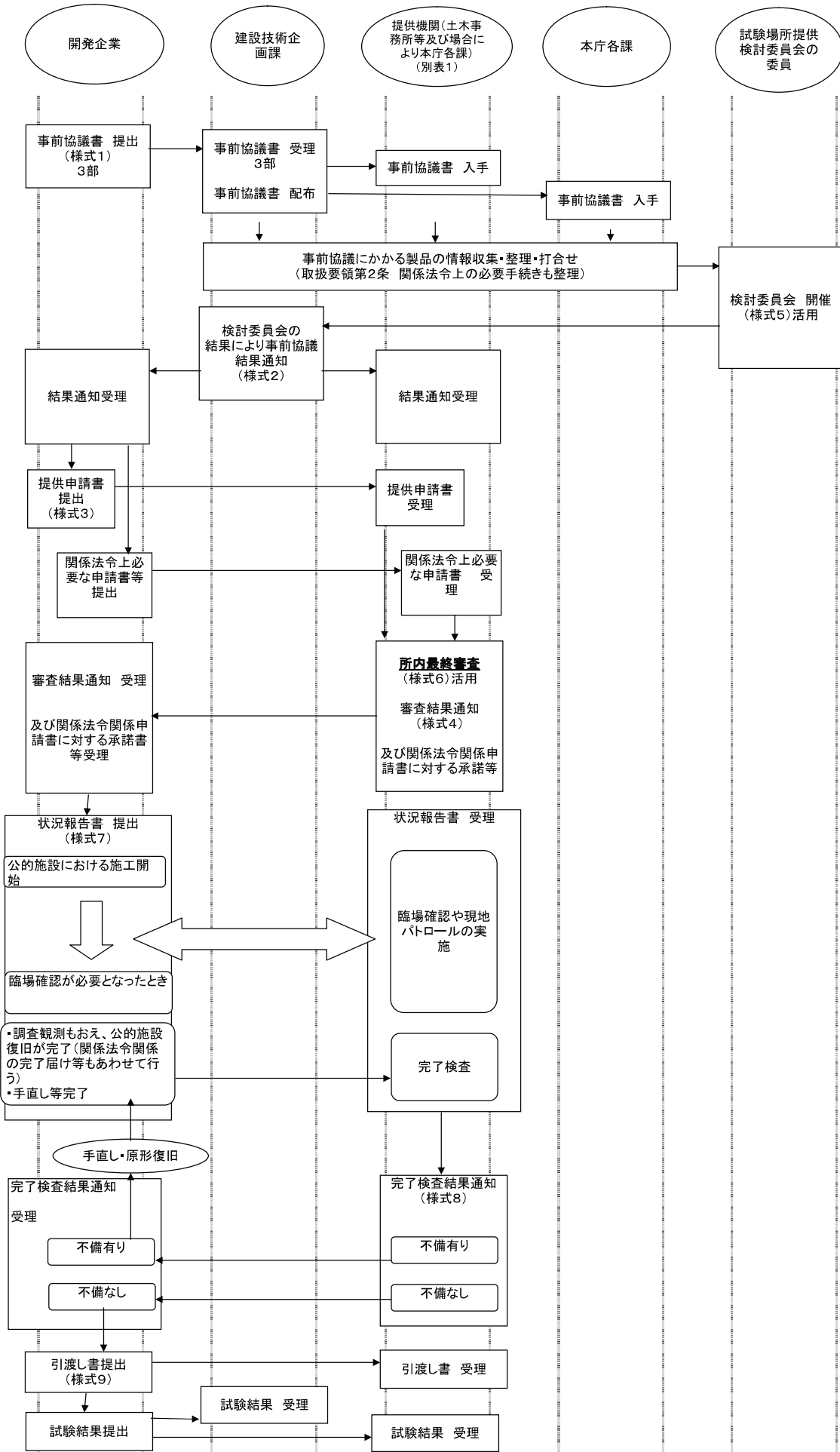
事前協議窓口は、建設技術企画課技術指導係

公的施設	提供機関	窓口
有料道路	道路課（道路公社）	計画係長
県が管理する流域下水道及び下水処理場	都市計画課	下水道班副主幹
県が管理する都市公園（県民公園新港の森を除く）	都市計画課	区画整理・公園係副主幹
県が管理する住宅	建築住宅課	住宅係長
営繕課で建築・修繕している建築物や附属施設	営繕課	営繕係長
県が管理している ・道路 ・河川 ・砂防施設 ・急傾斜地対策施設 ・地すべり防止施設 ・港湾海岸と漁港海岸以外の海岸	新川土木センター	管理検査課長
	新川土木センター 入善土木事務所	所長代理
	富山土木センター	管理検査課長
	富山土木センター 立山土木事務所	所長代理
	高岡土木センター	管理検査課長
	高岡土木センター 氷見土木事務所	所長代理
	高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長代理
	砺波土木センター	管理検査課長
県が管理するダム	室牧ダム管理事務所	所長代理
	上市川ダム管理事務所	所長代理
	和田川ダム管理事務所	所長代理
	利賀川ダム管理事務所	所長代理
	白岩川ダム管理事務所	所長代理
	子撫川統合ダム管理事務所	所長代理
	境川ダム管理事務所	所長代理
県が管理する港湾施設及び港湾海岸	伏木港事務所	工務課長
	富山港事務所	工務課長
	富山新港管理局	工務課長
県が管理する空港施設	富山空港管理事務所	業務課長

※ 提供機関選定ルール

試験施工可能な公的施設が複数の提供機関にある場合は、申請企業から最寄りの提供機関に申請するものとする。

試験施工場所提供のフロー



土木新製品目安箱

あなたのニーズが開発企業のビジネスチャンスにつながります。お気軽にご応募ください。



◀ 戻る



土木新製品目安箱（ニーズの募集）

「こんなものがあったら!」「こんな使い方ができたら!」というニーズやアイデアを随時募集しています。下記の方法でメールにてご応募ください。

Step1 まず応募用紙をダウンロードしてください。
この応募用紙を使用するにはMicrosoft Wordが必要です。



Step2 ダウンロードした応募用紙に必要事項を記入してください。
可能であれば写真を貼りつけたり、添付したりしてください。

Step3 応募用紙をメールに添付して下記のメールアドレスまでお送りください。これで応募完了です。

✉ dobokushinseihin@esp.pref.toyama.lg.jp